修学旅行新聞

発行所　財団法人
全国修学旅行研究協会
発行人　前田　寛
東京都千代田区西神田
2丁目8－7（幅ビル）
電話（262）2426・2932
振替（東京）6－36337

修学旅行は、学習を社会に移したもので、生活指導及び集団訓練の好機会であり、教育計画の一環として行う学校教育上極めて重要な行事である。
従って修学旅行を安全かつ有効に実施するための企画及び運営を科学的に調査研究して、常にその改善に努力しつつ教育効果の充実向上を図る事は必要であり教育界に課せられた責務でもある。
（財団法人　全国修学旅行研究協会の趣意書から）

小・中学校の修学旅行は二か年

高校は一か年　非課税に

修学旅行等の消費税

経過措置決まる

修学旅行にかかわる消費税の経過措置については、国税庁が消費税法附則第三条の適用を認め、㈳日本旅行業協会及び大手旅行業者は、四月一日以後実施した、または実施する修学旅行等について、消費税相当額を一定期間徴収しないこととした。

修学旅行の契約が、学校と旅行業者との間で消費税法施行日前に成立していれば、同法附則第三条の適用により非課税とされるが、長年にわたり実施されている修学旅行にあっては、必ずしも正式な契約書が存在しない場合もある。この挙証書類の有無で課税、非課税に分かれるのは不公平との観点から、修学旅行の契約は義務教育においてはおおむね実施の二年前に、高校においては一年前に行われる例が多いことにかんがみ、国税庁では次のように取り扱うことを認めた。

一、小・中学校の修学旅行は、平成元年度及び二年度に実施されるものは非課税。
二、高等学校の修学旅行及び各学校の林間学校等は、平成元年度に実施されるものは非課税。
三、この場合、附則第三条適用の旅行である旨の挙証書類は、「修学旅行等の実施証明書」とする。用紙は旅行業者が用意し、学校長はこれに校長印を押印して旅行業者に提出する。
四、この経過措置で非課税扱いとなった修学旅行については、旅行業者は学校長に対し「附則第三条適用」を書面で通知する必要がある。

この経過措置は、小・中・高校が宿泊を伴う学校行事を旅行業者に依頼した場合に限り適用され、四月から五月にかけて実施した旅行の消費税相当額は、学校に返金される。

この経過措置適用により、旅行業者が立て替える消費税額は、二年間で数十億円にのぼるものとみられ、学校側の非課税扱いによるメリットが大きい反面、旅行業者の経理処理は消費税施行直後更に複雑となり、煩雑さを極めるものと思われる。

時言

修学旅行は消費税の対象外に

編集委員　北條　直樹

消費税が実施されて二か月、「やがて落着くだろう」という政府側の見込みと異なり、見直し論を含め、これ程物議をかもしたものも珍しい。

外税方式が多いため、国民の税関心は高まり、それが制度そのものへの強い批判となっている。不公平感の解消、生活の向上、高齢化社会のための安定財源の確保というねらいも、今のところ国民の理解には至っていない。

そして、自民党の一部からも「導入半年後に見直してはどうか」の声があがり、村山蔵相も、その見直しを国会で明言せざるを得なくなった。

修学旅行も消費税と無縁ではない。経過措置による暫定的な免除は適用されるが、基本的には、全面的にその影響を受けることには間違いがない。

全修協は創立以来、安全性の確保、教育性の高揚とともに、経済性の適正を基本方針とし、長年にわたって国庫補助費の設定・増額をはじめ、経費負担軽減について関係機関に働きかけてきた。今回の消費税実施についても、この際、根本的に修学旅行にかかわる経費の減免措置を講じられるよう主張するものである。

その理由の第一は、修学旅行は、本質的に児童生徒の人間形成に大きな意義をもつ教育活動であるからである。それは生涯の楽しい思い出として、卒業式や同窓会で語られるだけではない。寝食を共にすることによる友との触れ合い、未知の自然や文化などに接する興奮、感動、喜びは、生涯にわたる人間的成長への契機となるものである。

第二に、修学旅行は、法的には学習指導要領の学校行事に位置づけられた教育活動である。したがって、年間二百四十日前後ある授業日数に組み入れられている。義務教育無償の原則に立つとき、授業である修学旅行についての消費税の全面的導入は首肯できない。また、高校において、授業なるが故に、授業料には消費税非課税措置がとられている現状を考えるとき、矛盾があるといわざるを得ない。

第三に、具体的には、修学旅行費は、交通費、宿泊費、昼食費、見学費及び諸経費からなるが、消費税施行以前、宿泊費にかかる料理飲食税十％は、修学旅行に関する限り無税扱いであった。料飲税廃止、消費税実施のあおりで、一般旅行は値下げ、修学旅行は値上げという逆転現象を起こした。元来、修学旅行にかかわる料飲税の免除は、教育的意義を認めて国が決めたはずである。今回の一律課税は明らかに一貫性を欠くといわなければならない。

修学旅行に必要な経費は直接支払う経費だけではない。土産物、肌着を含めた衣類、持物、すべてに消費税を分担する。そこまで減免とはいわないが、教育費高騰の中で苦労して子供の旅行費用を捻出する親、更には参加できない子供すら予想され、教育の機会等の原則を逸脱することになりかねない。

ここに経過措置だけにとどまらず、全面的な修学旅行の消費税免除を主張するものである。

公立校の本年度修学旅行実施基準

海外認知は11県に

㈶全国修学旅行研究協会（山本種一理事長）では、本年度の修学旅行基準概要調査を、四月早々に着手し、全国からの回答を本部で集計した。

この調査は、㈶全修協の重要調査活動の一つであり、全国の都道府県並びに政令指定都市教育委員会が、管理下の公立小・中・高校及び養護学校等の行う修学旅行に対し制定した実施基準の概要を調査するもので、これによって全国各地の修学旅行の実施の大枠が明らかとなり、更に、調査時点での修学旅行の全国的傾向が把握できる唯一貴重な資料となっている。

今年度の特徴としてあげられるものは、旅行費用枠の拡大と、海外修学旅行の増加の三点である。

注目を集めている海外修学旅行は、福井県、滋賀県、徳島県、鹿児島県、福岡市の四県一市が新たに認め、従来の岡山、山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、沖縄の七県と合わせ十一県一市となった。

また、これにつれて、航空機利用も前記四県一市（ただし滋賀県は海外の場合のみ）が加わり、十四道県三市が認めたことになる。

修学旅行費用枠の拡大については、政令指定都市において著しい。

なお、この集計分析は七月上旬冊子としてまとめ、文部省、各都道府県教育委員会をはじめ、関係機関に配布する予定である。

修学旅行国際化は西から（福岡県立宇美商業高）

中国旅行は自粛を

外務省・運輸省が勧告

最近の中国における状況にかんがみ、外務省は領事移住部から運輸省国際運輸・観光局を通じ、日本旅行業協会へ、六月七日付で中国全土への渡航を当面差し控えることが望ましいとの勧告を行った。

同協会は、傘下の一般旅行業者、旅行代理店に対し、この件の周知徹底と旅行者の安全確保に努めるよう連絡、当初北京市に限られていた渡航自粛勧告は、中国全土に拡大された。

修学旅行については、六月から八月にかけて訪中を予定していた高等学校六校が、旅行を中止または延期することになった。今後の対応は、安全を第一に、慎重な検討が必要であろう。

風紋

埼玉県春日部市牛島に樹齢千二百年の国指定特別天然記念物の藤がある。県内や浅草界隈に牛島の藤として知られる▼花房の長さは最長三㍍、根回り十㍍、花色は藤紫、根元から数本に分岐し、藤棚の面積七百平方㍍、同様のものが三か所、世界一と称賛される。山藤に似ているが蔓は右巻きで無毛、園芸変種とか。藤たけて朧々と垂れ下がる無慮数万の花房をかいくぐり逍遙する。髪に肩に甘い香りが降りかかる。個人の所有で屋敷は寺の跡地、老婆が管理し、肥料は油粕と酒粕という▼千二百年前といえば元正天皇霊亀二年高句麗の渡来者たちを高麗郡に集めた頃、いや鉄剣の稲荷山古墳の方がここからは近い。その末裔が営々と守り育てて来たのだろう、見事さに見ほれていたら、地元の人が帰りに春日部駅前通りの藤棚も見てくれと▼これにもまた脱帽、まこと素晴らしい藤棚だ。中央分離帯をはさんで二車線ずつの大通りの左右、二㌔に及ぶ藤、藤、藤の棚、白と紫の花房のトンネルを行く女子高生、市民がなんと気高く見えたことか。藤棚は八年ばかり前の造成、偉い市長さんもいたものだ。「ふるさと創生」の手本をここに見た▼春日部は桐だんすと羽子板も有名、江戸の情緒を今に伝える浅草寺の羽子板市もここの産が主役。奥の細道第一夜の宿場町粕壁も、今や首都圏の人口急増地帯ではある。芭蕉から三百年、来し方行く末百代の過客は所詮旅人、旅に生き旅に死す。「草臥れて宿かるころや藤の花」羽子板の藤娘が微笑んでいた。（澤）

信頼される旅づくり

心にあざやかな想い出、

修学旅行は、プランニングから実施まで、安全で意義深いものでなければなりません。近畿日本ツーリストでは、修学旅行に必要な事項をキメ細かく網羅した全国地域別「企画書シリーズ」を作成し、ご活用いただいております。さらに、北海道から沖縄まで、修学旅行・ビデオテープ「学習の旅シリーズ」もご用意。学校の教育方針に沿いながらも、生徒ひとりひとりの心に輝く想い出づくりのため、国内・海外のネットワークを駆使して、細心の努力をいたします。

ツーリストの修学旅行。

近畿日本ツーリスト　本社 〒101 東京都千代田区神田松永町19-2
支店／国内250店（登録）／海外15店　運輸大臣登録一般旅行業第20号

生徒指導と特別活動・修学旅行〈62〉

中学校教育課程講習会における「学校行事」
―「旅行・集団宿泊的行事」資料のあらまし

六月六日の福島会場を皮切りに、八月の初旬までの間、全国五か所で、文部省の中学校及び高等学校の教育課程講習会が実施される。

各会場では、文部省作成の講習会資料に基づいて、学習指導要領の解説が行われるので、今月号は講座の連載を休み、この機会に「資料」の、学校行事―旅行・集団宿泊的行事のあらましを紹介する。

学校行事

一　学校行事の特質

学校行事について、学習指導要領は、次のように示している。

学校行事

学校行事については、全校又は学年を単位として、学校生活に秩序と変化を与え、集団への所属感を深め、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うこと。

このことから学校行事の主な特質は、次のようにまとめることができる。

(1)多彩な内容を持つ総合的、体験的な活動

(2)学校生活をより豊かな充実したものにする活動

(3)より大きな集団による活動

(4)学校行事への参加・協力を通して自主的、実践的な活動

二　学校行事の活動内容

学校行事は、次にあげる五つの種類から成っている。

(1)儀式的行事

(2)学芸的行事

(3)健康安全・体育的行事

(4)旅行・集団宿泊的行事

(5)勤労生産・奉仕的行事

三　旅行・集団宿泊的行事

旅行・集団宿泊的行事には、遠足、修学旅行、集団宿泊、野外活動などがあげられる。これらの行事を実施する際には、次のようなことに配慮する必要がある。

平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるような活動を行うこと。

一般に学校における教育活動は、教育の場が学校の内に限定されていることが多いが、旅行・集団宿泊的行事の場合は、学校の外に教育の場を求めて行われることが大きな特徴である。

したがって、旅行・集団宿泊的行事においては、集団行動を通して自律心を養い、自主的に集団の規律や秩序を守る態度の育成を図るとともに、自然や文化などに親しむ体験を積むための実際的な機会としても貴重である。その上、教師と生徒が寝食を共にすることによって、教師と生徒や生徒相互の人間的な触れ合いの場になり、日常の生活と異なる生活環境の中における生徒の内面を理解するための優れた機会としても価値が高い。

この行事のねらいとしては、次のようなことがあげられる。

(1)平素と異なる生活環境の中にあって、教師と生徒及び生徒相互の人間的な触れ合いを経験し、人間としての生き方について考えを深めるとともに、生涯の楽しい思い出を作ることができる。

(2)我が国の文化・経済・産業・政治などの重要地を直接見聞したり、大自然の美しさに接したりすることによって、各教科その他における学習を拡充することができ、広い知見と豊かな情操を育成できる。

(3)楽しく豊かな集団行動を通して健康や安全、集団生活のきまり、公衆道徳などについて望ましい体験を得る。

以上のような行事の教育的な意義やねらいを考慮し、生徒相互の協力、きまりや約束の遵守、レクリエーションの工夫、勤労生産・奉仕的行事との関連などを重視して、価値のある旅行・集団宿泊的行事をめざすことによって、単なる物見遊山に終わることのないよう十分留意することが望まれる。

なお、指導計画の作成とその実施に際しては、各教科、道徳、学級活動などとの関連を図り、事前及び事後の指導を十分に行い、その上に生徒の心身発達の段階に応じ、安全、環境、交通、経費、天候、不測の事故、事故発生時の対応策などに十分配慮することが必要である。

文部省教科調査官　高橋哲夫

修学旅行の備え万全に!!
学校旅行総合保険
6月20日から発売

学校行事としての旅行は、最近その形態の多様化・国際化により、上海列車事故のように、様々な危険に取り巻かれる状況になってきている。これに対応するため、旅行参加者については、けが・病気の際の治療費用、救援者の現地への渡航費用など、学校については、事故の際の緊急対応費用、弔慰費用などを幅広く補償する「学校旅行総合保険」が文部省の働きかけで誕生、六月二十日から発売される。

この保険は、旅行参加者のけが、病気（海外旅行のみ）、賠償責任、救援者費用を補償する「旅行参加者保険」と、万一の際に学校が負担する緊急対応費用、賠償責任、弔慰費用を補償する「学校保険」がセットされ、学校旅行中の事故などについて幅広く補償するものであるが、どちらか一方のみの契約も可能である。

利用できる学校の範囲は、幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校に限られる。大学、短大、専門学校、各種学校は対象とならない。

対象となる旅行の範囲は、修学旅行、遠足、臨海・林間学校などで、学年単位以上で実施され、児童生徒の全員が参加する旅行である。自然教室、実地見学、スキー・スケート教室なども対象となる。ただし、クラブ活動における合宿・遠征、学級キャンプ、PTA活動の旅行等は含まれない。

保険の対象となる被保険者は、旅行参加者保険では旅行に参加する児童生徒、引率教職員、付添いの親族、学校保険では学校の設置者（国公立校は国・地方公共団体、私立校は学校法人）が対象となる。

申込みに際しては、旅行の内容・経路、旅行中に実施するスポーツの有無などとともに参加者全員の名簿の提出を必要とする。保険料は旅行傷害保険より低廉で、契約タイプは国内、海外それぞれ四通り用意され、旅行参加者ごとの保険金額は全員同一条件とし、死亡・後遺障害の限度額は三千万円となる。

保険料その他詳細は損害保険会社・同代理店（旅行業者等）へお問合せを。

海外パックツアーの事故補償額引き上げ

旅行業者主催による海外パックツアーで事故に遭った旅行者に対し、旅行業者が支払う「特別補償額」が、七月一日出発分から次のとおり引き上げられる。

①死亡補償金＝一人当たり二千万円（現行千五百万円）②後遺障害補償金＝最高同二千万円（現行千五百万円）。

楽しい修学旅行を、
より安心
より快適に
TOKIO MARINE
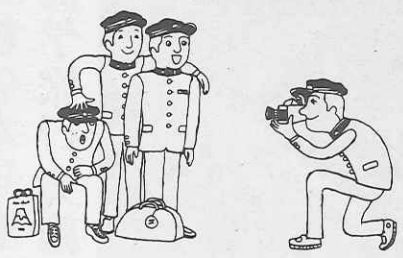
「学校旅行総合保険」
をおすすめします。
東京海上火災保険株式会社
本店　東京都千代田区丸の内1-2-1　☎03-212-6211(代表)

座禅体験で
〝心、リフレッシュ!!〟
清潔、安全、快適、
安心のお宿
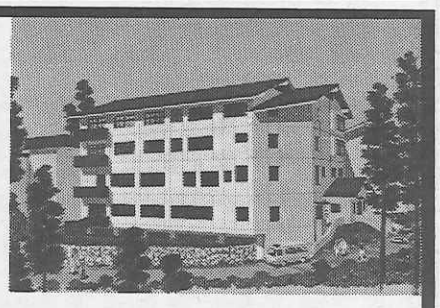

本館	17室	194帖	120人
比叡	28室	260帖	200人
北嶺	15室	160帖	130人
計	60室	614帖	450人

〈国際観光旅館〉
比叡山　延暦寺会館
TEL　0775－78－0047・0554
TELEX　5464－917
FAX　0775－79－5053

とびだせ自然へ
緑の箱根へ

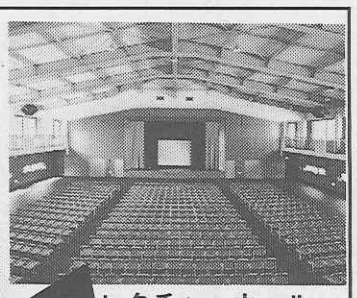
レクチャーホール
〒250-05 神奈川県箱根町元箱根164
電話0460-4-8595(代表)
箱根高原ホテル

さわやかな奥日光の高原で素晴しい
修学旅行の一夜をお過し下さい。

そのほか
冬期はスキー教室
夏期は林間学校
奥日光高原ホテル
〒321－16
日光市湯元2549－6
(TEL) 0288－62－2121代表

ホテルK棟
きっと、思い出いっぱいの旅になる。
修学旅行は、鈴鹿サーキットで体験学習。
見て聞いて、触れて学ぶ。ためになる体験をしたら、宿泊はリゾート感覚あふれる〈ホテルK棟〉をご利用ください。魅力的な施設・サービスが修学旅行を思い出深いものにします。学校団体用SPECIAL PRICEにてお待ちしています。
そのほか、北欧風のD棟・E棟・G棟・J棟、団体でのお泊りに便利なビレッジF棟など多彩な宿泊施設もご利用ください。

▲横G体験が新しいサイドフォース カート(モートピア)
体験学習のご案内
●エンジン教室●本田技研鈴鹿製作所工場見学
●モートピア●モータースポーツ観戦●地曳網
●潮干狩●伊勢形紙彫り●茶摘み●テーブルマナー 他
お問い合わせ・お申し込みは――
鈴鹿サーキット
修学旅行課　〒510-02 三重県鈴鹿市稲生町7992 ☎(0593)78-1111